

権利行使者の通知がない準共有株式にかかる議決権行使方法について

吉 川 信 將

- 一、はじめに
- 二、準共有株式に関する規定の変遷
- 三、改正前商法二〇三条二項をめぐる学説・判例
- 四、会社法一〇六条ただし書の問題点
- 五、平成二七年最判
- 六、今後の課題

一、はじめに

二人以上の者によって共有されている株式、すなわち「準共有株式」にかかる権利行使について、平成一七年改正前商法（以下、「改正前商法」という）二〇三条二項は権利行使者一人を定めることを要求するのみであり、

その指定方法をめぐって、さらには権利行使者が会社側に通知されていない場合における権利行使のあり方をめぐって解釈が分かれていた。同項を継承した会社法一〇六条は、その本文で準共有者が権利行使者一人を定め、当該権利行使者の氏名・名称を会社側に通知することを準共有株式にかかる権利行使の要件とする一方で、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない」というただし書を設けた。これによって、準共有株式にかかる権利行使者の通知がない場合でも、会社側の同意により、準共有株式にかかる権利行使が可能となることは明確にされたものの、会社側が同意するにあたっての要件が示されていないため、いかなる場合に権利行使を認めることができるか、解釈が分かれる原因となっていた。

しかし、最判平成二七年二月一九日（民集六九卷一五号二五頁、判時二二五七号一〇六頁、金判一四六四号三〇頁、金法二〇二二号九四頁。以下、「平成二七年最判」という¹⁾）は、権利行使者に関する通知がない場合に、会社が準共有者の一人による議決権行使を認め得る条件について会社法施行後初めての判断を示した。

以下、本稿では、これまでの改正前商法二〇三条二項や会社法一〇六条に関する学説・判例も踏まえ、準共有者側から準共有株式にかかる権利行使者が会社に対して通知されていない場合に、いかなる条件で会社側は準共有者の一人に議決権行使を認めることができるのかという問題について検討してみたい。

二、準共有株式に関する規定の変遷

株式の準共有²⁾は、複数の者が合意に基づき共同で株式を取得・所有する場合の他、組合が株式を所有する場合などでも生じ得る。しかし、そのようなケースはあまり多くないうえ、そうしたケースでは事前に取り決めがあるのが通常であるためか、準共有株式にかかる権利行使者の指定や権利行使方法等について紛争が生じることは

少ない。紛争が生じやすいのは、発行済株式の全部または大部分を握るオーナー経営者が亡くなり相続が生ずる場合である。こうした問題は大企業についても生じる可能性があるが、実際に生じた事例の多くは、企業数では多数を占める法人成りした閉鎖的小規模企業に関連するものである。かつては、家督相続（長子相続・一子相続）により事業を相続人のうちの一人が相続することが多かったようであるが、戦後の民法改正により均分相続制・共同相続制が導入されたことも紛争を惹起する一因である。⁽³⁾ 遺言により事業の経営権を誰に譲るのか、つまり、自分が経営する会社の株式を誰に譲るのか指定されてあれば相続争いの解決の一助となるのであろう。⁽⁴⁾ しかし、我が国では遺言をする習慣自体が根付いていないうえ、経営者がまだ若く後継者の指定など念頭にないとか、後継者として誰が最適か考慮中であつたというような状況下で亡くなった場合には、遺言による解決は期待できない。こうした状況下で、オーナーが亡くなると、相続人間で会社の支配・経営権をめぐる紛争が生じやすく、しかも親族間での骨肉の争いという、いったん発生すると感情のもつれから協議さえままならず解決が困難な状況に陥ることが少なくないようである。

明治二三（一八九〇）年商法においては、株式の準共有が認められるか不明であつたが、明治三二（一八九九）年商法では、その一四六条一項に「株式カ数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行フヘキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス」という規定が設けられた。この規定は株式の準共有が可能であることを前提とし、株式が準共有されている場合には、準共有者間で権利行使者を一本化することによって、権利の行使が錯綜しないようにし、準共有が認められるか否かに端を発する不都合を回避する便宜な規定とされていた。⁽⁵⁾ 当時は株式が現在ほど細分化されておらず、一株当たりの価額も高かつたため、複数の者で株式を準共有する状況が生まれやすかつた反面、一株を準共有するということは、株式の最低単位規制の脱法的性格を有するおそれがあつたので、準共有株主の責任で権利行使者を指定することを要求するのも合理的であつたと思われ。⁽⁶⁾

明治三十二年商法一四六条一項は、昭和十三年商法改正により、二〇三条一項へと条数が変更され、さらに、昭和二十五年商法改正により、二〇三条二項へと項数が繰り下げられた。同項は、有限会社法二二条により有限会社の持分が共有に属する場合に關しても準用されていた。

三、改正前商法二〇三条二項をめぐる学説・判例

改正前商法二〇三条二項に關し、準共有者間における権利行使者の指定方法をめぐっては学説・判例が対立していた。①「全員一致説」は、権利行使者の指定は広範・重要な権限を包括的に委託する財産管理委託行為であり、民法二五一条の共有物の変更・処分行為に準ずるものとして、あるいは、主たる紛争事例である中小企業の支配株式の共同相続の場合、権利行使者の決定は経営承継者の決定を意味し、単なる共有物の管理行為と見ることとはできないとして、準共有者の全員一致が必要であるとする。⁽⁷⁾②「株式・持分価格多数決説」は、権利行使者を指定しなければ、株主としての権利行使ができないことから、権利者を指定する行為自体は全準共有者にとつて利益になるとして、権利行使者の指定は民法二五二条の共有物の管理行為に当たり、株式・持分価格による多数決で可能であるとする。⁽⁸⁾最判平成九年一月二八日(判時一五九九号一三九頁、判タ九三六号二二二頁)及び最判平成一一年一二月一四日(判時一六九九号一五六頁、判タ一〇二四号一六三頁。以下、「平成一一年最判」という)も株式・持分価格多数決説によっている。③そして、「折衷説」は、配当受領権のように権利行使者に裁量権が与えられない場合は株式・持分価格多数決によれば足り、準共有株式譲渡の決定権のように権利行使者に裁量権が与えられる場合は全員一致による必要があるとする。⁽⁹⁾

準共有者側から権利行使者の指定・届出がない場合について、改正前商法二〇三条二項が準共有の状態にある

株式について権利行使者の指定を求めているのは、会社の事務処理の便宜を図るためであり、準共有者全員による共同の権利行使を会社側から認めることは可能であると解されていた。⁽¹⁰⁾ 最判平成十一年も、準共有者による議決権行使には、改正前商法二〇三条二項に従い、権利行使者を指定のうえ会社へ通知し、当該権利行使者において議決権を行使することを要するので、権利行使者の指定・通知を欠くときには、準共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されないと解するのが相当とした。もっとも、この事案では、準共有状態にある株式につき権利行使者の指定・通知を欠いたうえ、共同相続人全員で議決権を共同で行使したのではないため、会社側が準共有者の一人に議決権の行使を認める意向を示したとしてもこの者による議決権行使は適法な議決権行使とはいえないとされている。

なお、準共有株式の権利行使者が通知されていない場合であっても、例外的に各準共有者による権利行使を認めた判例が存在する。最判平成二年二月四日（民集四四卷九号一六五頁、判時一三八九号一四〇頁、判タ七六一号一五四頁）及び最判平成三年二月一九日（判時一三八九号一四〇頁、判タ七六一号一五五頁）は、発行済株式総数に占める準共有株式の割合が高く、当該準共有株式につき、権利行使者の指定・通知がされず、議決権が行使されていないにもかかわらず、当該準共有株式につき議決権行使がされ総会決議が成立したことを前提に会社が運営されているならば、準共有者が当該総会決議の効力を争う訴訟において、会社側が権利行使者の指定・通知がないとして準共有者の原告適格を否定することは許されないとされている。訴訟上の防御権の濫用を根拠とするものである。その他、東京高決平成一三年九月三日（金判一三三六号二二頁）は、株式を共同相続した場合に、その法定相続分が（四分の三と）過半数を超える準共有者には、相続対策のため会計帳簿の閲覧謄写等を請求することができるとしている。

四、会社法一〇六条ただし書の問題点

改正前商法二〇三条二項を継受したのが、現行の会社法一〇六条である。その本文には、株式が共有の状態にある場合には、権利行使者を定めなければならないとする従前の内容にとどまらず、会社に対して権利行使者の氏名・名称を通知しなければ、当該株式について権利行使ができない旨の文言が付加された。経営者も株式の準共有者であるか、あるいは株式の準共有者が経営者にとり身近な者だけに限られているような会社でなければ、株式の準共有者間で当該準共有株式の権利行使者につき合意したとしても、会社側としてはそれを知り得ないのが通常であり、この文言の追加は当然と考えられていた事項を明確にしただけにすぎない。問題となるのは、「会社法制の現代化に関する要綱試案」において検討事項に含まれておらず、法制審議会の過程では議論された形跡がなく、「会社法制の現代化に関する要綱」にも記されていないかつた事項、すなわち「ただし、株式会社当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。」という文言が、法案化の時点で突然加えられた点である。

というのも、一〇六条ただし書の文言は、準共有者間で協議が整い権利行使者を定めたものの、その者の氏名・名称を会社側に通知していない場合はおろか、準共有者間でまったく協議がなされていない場合や協議が調わず権利行使者を定めていない場合であっても、会社側が同意さえすれば、特定の準共有者を準共有株式の権利行使者と取り扱うことが可能となると解釈し得る文言となっているからである。すなわち、準共有株式に関して準共有者側から会社に対して権利行使者の指定・通知がない場合には、ある準共有者を権利行使者として扱うか否かについては会社側に裁量の余地があるようにも読めるのである。

会社法一〇六条ただし書の趣旨をどう理解するかについて、学説は以下の二つに大別される。一方は、会社法

一〇六条ただし書は、最判平成一一年の考え方を変更・否定したものであるとする説（以下、「変更説」という）であり、他方は、会社法一〇六条ただし書は最判平成一一年の考え方を実定法化・確認したものであるとする説（以下、「確認説」という）である。

①「変更説」

会社法一〇六条ただし書は最判平成一一年によれば権利行使者の指定・通知がない場合には準共有者全員が共同で権利行使するときを除き、会社側から権利行使を認めることはできないとされていたことを変更、あるいは、否定し、会社側から権利行使を認めることを可能にした規定であると解する説である。⁽¹¹⁾

例えば、会社法の立案担当者は、その立法趣旨について、「……一〇六条本文の規定は、共有株主が権利行使者を通じた場合には、その者を株主として扱えば免責されることとする、株式会社の便宜を図るための規定にすぎないことから、同条ただし書を新設し、その通知がない場合であっても、株式会社が自らのリスクにおいて共有者の一人に権利行使を認めることができることとしている。」と説明している。⁽¹²⁾しかし、こうした説も、会社側は権利行使者として通知された者以外の準共有者に無条件で権利行使を認めることができるとは断言しておらず、準共有者間での協議内容等をあらかじめ確認しなくてはならない、⁽¹³⁾あるいは、会社の支配関係に不当な影響を及ぼすおそれがある場合には、会社は準共有者の一人が権利を行使することに同意し得ないという。⁽¹⁴⁾

では、いかなる基準に従った権利行使であれば、会社が同意を与えることにより有効なものと認められるのであろうか。準共有者による権利行使は、民法上の規定に従えば保存行為、管理行為または変更・処分行為に分類され、①保存行為については、準共有者が各自単独で、②管理行為については、準共有者の持分過半数で、そして③変更・処分行為については、準共有者の全員一致でなし得るとされるが、議決権の行使については管理行為に該当し持分過半数による必要があるとする説と、⁽¹⁵⁾変更・処分行為に該当し全員一致による必要があるとする説⁽¹⁶⁾

に分かれている。この他、会社側の同意により各準共有者はその法定相続分に応じて議決権を行使することができるとする説もある。⁽¹⁷⁾

なお、権利行使者として指定・通知があった準共有者以外の者に会社が権利行使を認めた結果、他の準共有者に生じた損害は会社による損害賠償で処理することで足りるという考えが示されている。⁽¹⁸⁾ また、会社側が準共有者間の協議内容等の確認を怠って、それと異なる議決権行使を認めたとしても、議決権行使自体には瑕疵がないので、株主総会決議取消事由にも該当しないと解するものもある。⁽¹⁹⁾

② 「確認説」

会社法一〇六条ただし書を、準共有株式について権利行使者の通知を要求するのは会社の事務処理の便宜を図るためであり、その通知がなかった場合でも、会社側は準共有者全員によつて権利を共同行使するときはこれを認めることができるとする規定、すなわち、平成一七年改正前商法二〇三条二項に関する判例・学説の趣旨を確認した規定と解するものである。⁽²⁰⁾

確認説の中には、権利行使者の通知がされていない準共有株式に関して、その準共有者中の一人に対して会社側が権利行使を認めた場合に、その権利行使内容が実際の準共有者間の協議内容と異なっていたときには、当該株主総会決議には取消事由が存すると解するものもある。⁽²¹⁾

なお、共有者全員による議決権の共同行使を除き、会社側から議決権の行使を認めることは許されないと平成一一年最判が示したのは当然のことであり、それを否定したもののよう⁽²²⁾に解釈されるおそれのある文言となつている会社法一〇六条ただし書の追加自体に疑念を呈する説もある。⁽²²⁾

五、平成二七年最判

会社法施行後に、準共有株式の権利行使をめぐる争われた裁判例は数少ない。平成二七年最判は、準共有株式の権利行使をめぐる、会社法施行後初めての最高裁の判決である。

①事実

被告・被控訴人・上告人は、青果販売業を営む特例有限会社（以下、「Y社」という）である。Y社の発行済株式総数三〇〇〇株のうち、代表取締役Aが二〇〇〇株を所有し、その妻であるBが残り一〇〇〇株を所有していたが、Aが平成一九年に死亡後、Aの持株をいずれもAの妹である、X（原告・控訴人・被上告人）とCが、法定相続分通り各自二分の一の割合で、共同相続し準共有する状態となっている（以下、この準共有状態にある二〇〇〇株を「本件準共有株式」という）。

本件準共有株式については会社法一〇六条本文所定の権利行使者の指定及び通知がなされておらず、平成二二年一月一日開催にかかるY社の臨時株主総会（以下、「本件株主総会」という）における議決権行使についても、XとCとの間では何ら協議が行われていなかった。ところが、Cは、Xに無断で、Dに対して本件準共有株式の議決権行使を委任する旨の委任状を交付し、Dは、本件株主総会にCの代理人として出席した。Y社は、Cの代理人Dによる議決権行使を容認し、Dは、本件株主総会における①取締役選任、②代表取締役選任、③本店所在地の移転とそれに関する定款変更決議という本件株主総会の各決議に賛成し、すべての決議が可決された。

Xが、本件準共有株式については権利行使者の定めがなく、CとX間で権利行使者を定めるための協議も行われていなかったのに、Y社が本件株主総会において代理人Dを通じたCの議決権行使を認めたことは、決議方法につき法令違反の瑕疵があるなどとして会社法八三一条一項に基づき本件株主総会の決議取消しを求めて提訴し

た。

② 原々審判決及び原審判決の概要

原々審の横浜地川崎支判平成二四年六月二二日（金判一四六四号三七頁）は、会社法一〇六条ただし書により、Y社が同意していることから、Cは、本件準共有株式について議決権を行使することができるとし、Cによる議決権行使の内容がXの意向とは異なるとしても、議決権の行使自体に瑕疵はなく、決議取消事由には相当しないとして、Xの請求を棄却したため、Xはこれを不服として控訴した。

これに対して、原審の東京高判平成二四年一月二八日（判タ一三八九号二五六頁、金判一四六四号三六頁）⁽²³⁾は、「準共有状態にある株式の議決権の行使について権利行使者の指定及び会社への通知を要件として定めた会社法一〇六条本文が、当該要件からみれば準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られた上で権利行使が行われることを想定していると解し得ることからすれば、同法ただし書きについても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解することが相当である。」と述べ、まず、会社法一〇六条ただし書が適用される前提条件を示した。そして、準共有者間で協議・意思統一がなされていない状況下では、会社側が準共有者の一人であるCによる（代理人を通じた）議決権の行使に同意したとしても、当該議決権行使は不適法であると結論付け、原審判決を取り消し、Xの請求を認容したため、これを不服としたYが上告した。

③ 平成二七年最判の判旨（上告棄却）

「会社法一〇六条本文は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行

使することができない。」と規定しているところ、これは、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法二六四条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法一〇六条ただし書きは、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法一〇六条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法二五二条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、本件議決権行使は会社法一〇六条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものといふべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件議決権行使をしたCは本件準共有株式について二分の一の持分を有する

にすぎず、また、残余の二分の一の持分を有する被告人が本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、上告人がこれに同意しても、適法となるものではない。」

「以上によれば、本件議決権行使が不適法なものとなる結果、本件各決議は、決議の方法が法令に違反するものとして、取り消されるべきものである。これと結論を同じくする原審の判断は、是認することができる。」

④各判決の検討

最高裁は、結論としては、原々審判決を取り消した原審判決を支持するものの、その理由付けは異なる。

原々審判決は、会社法一〇六条ただし書は平成一一年最判の考え方を否定するものと解するようであり、権利行使者の指定・通知どころか、準共有者間での協議もされていない場合であっても、そうした事情とは無関係に会社側は準共有者の一人に議決権の行使を認めることができる旨を判示した。原々審は、Y社の発行済株式総数三千株のうち、三分の一を有するCと、残る二千株について半分の持分を有するXが決議に賛成していることから、実質的にはY社の発行済株式総数の三分の二に相当する株式を有する株主の賛成があったことを重視してかかる判断を示したものかもしれないが、判旨はそうした点には触れていない。原々審の考え方は準共有株式の権利行使者の指定・通知がない場合には、会社の経営者が恣意的に自己の都合の良い準共有者を選択して権利行使を認めることも可能となる。特に、発行済株式総数に占める準共有株式の割合が高い場合には、会社側は持分価格の割合が小さい準共有者であっても、その者に当該準共有株式にかかる権利行使を認めること、すなわち持分価格の割合が小さな株主と意を通じることでも会社支配が可能となる。原々審判決の論理では、他の準共有者等の保護が図れなくなるおそれがあり、妥当ではない。

これに対して、原審判決は、会社法一〇六条ただし書は平成一一年最判の考え方を肯定したものと解するよう

である。原審判決は、同条本文による権利行使者の指定・通知をなすことは、準共有者間で協議を行い意思統一が図られたことを前提としてしていると解される以上、権利行使者の指定・通知がない場合に同条ただし書により、会社の同意により権利行使を認めることができるのも、準共有者間で協議を行い、意思統一が図られている場合に限られるとしている。これは、遺産分割終了まで暫定的に、準共有株式にかかる持分が過半数を占めることとなった準共有者が残りの準共有者と実質的には全く協議せずになした権利行使者の指定と議決権行使を、協議がされておらず効力がないか、権利の濫用であるとして認めなかった大阪高判平成二〇年一月一八日（判時二〇三七号一三七頁、金判一三四五号三八頁）とも理論的に整合性がとれている。原審の考え方によれば、会社側が恣意的に自己にとつて都合の良い準共有者に議決権行使を認め他の準共有者の権利を侵害すること、極端な場合には、持分価格の割合が小さな準共有者に議決権行使を認めて、持分割合の大きな準共有者の権利を侵害することを防げる点では妥当であろう。学説も他の準共有者の保護に欠ける原々審判決を取り消した点については、概ね原審判決に肯定的である²⁴。

平成二七年最判は、まず、「準共有」には、民法の共有に関する規定を準用するのが原則であるが、法令に特別の定めがある場合にはその限りではないとする民法二六四条ただし書にいうところの「特別の定め」に会社法一〇六条本文の規定が当たるとしたうえで、会社法一〇六条ただし書は、会社側がある準共有者による権利の行使につき同意した場合には、特別の定めである同条本文の規定の適用を排除する旨の規定であるとする。そして、会社法一〇六条本文に定める権利行使者の指定・通知がないままになされた権利行使については、それが民法の共有に関する規定に従ったものでない場合には会社側が会社法一〇六条ただし書の同意をしても不適法であるとする。権利行使者の指定・通知が未了でも、準共有者の権利行使を有効なものとなし得る会社の同意は、無条件に許されるものではないとする点は、原審判決と変わらない。しかし、なぜ会社法一〇六条全体を民法二六四条

ただし書にいうところの特別の定めと解して、会社法一〇六条ただし書が適用できない場合には、原則としての民法の共有に関する規定を適用するとせず、特別の定めである会社法一〇六条本文に基づく権利行使者の指定・通知を欠いた権利行使が、この本文の適用を排斥する同条ただし書によって正当なものと認められるには、民法にまで戻って、その共有に関する規定に従ったものでなければならぬとするのか十分な説明がされていない。⁽²⁵⁾

続いて、最高裁は、準共有株式にかかる議決権の行使は、それによって直ちに株式が処分されるか、または、株式の内容が変更されるなどの特段の事情がない限りは「管理行為」に当たり、民法二五二条本文に従い、持分の過半数により決定されるべきであるという原則論を示す。学説の多数説である管理行為説によりながらも、特段の事情がある場合には変更・処分行為に当たる可能性があることを示唆する点は少数説にも配慮したものである。⁽²⁶⁾そして、会社法一〇六条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いた本件議決権行使の対象議案は、取締役選任、代表取締役選任及び本店所在地変更にかかる定款の変更・本店移転であって、その可決により特段の事情が生ずるわけではないため、管理行為に当たるものであるとして、持分価格の過半数で決定されるべきであるとする。議決権行使につき全員一致を要求した平成一一年最判を変更したものといえよう。⁽²⁷⁾

このように、平成二七年最判は、①準共有株式につき権利行使者の通知がない場合に、会社側の同意により準共有者の権利行使が正当なものと認められるには、民法の共有に関する規定に従って権利行使する必要があること、②特段の事情がない限り、準共有株式にかかる議決権行使は管理行為に当たり、持分過半数によって決定されるべきであることを示した点で重要な意義を有するものである。⁽²⁸⁾

六、今後の課題

平成二七年最判によれば、株式の処分及び株式の内容の変更等に関する議決権行使には、特段の事情が認められる、すなわち準共有物の変更・処分に関するものとして、準共有者全員の同意が必要となるが、具体的には如何なる議決権行使がそれに該当するであろうか。株式の売却につながるもの、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び事業譲渡といった組織再編に関するもの、株式の種類に関する定款変更、支配権の移動をもたらし新株発行や権利が行使された場合には支配権の移動をもたらし新株予約権・新株予約権付社債の発行に関するもの及び解散に関するものなどが考えられるが、そのほかにも、あるいは、事情によっては変更・処分行為に該当することになるものがないかさらなる検討が必要である。なお、平成二七年最判は、(代表)取締役の選任に関する議決権行使を管理行為と扱っているが、同族会社において支配株式が共同相続された場合に、(代表)取締役の選任は会社の承継者を決定することであり、当該決議に関する議決権行使は変更・処分行為にあたる主張する立場からは異論のあるところである⁽²⁹⁾。

会社が準共有者のうち一人を権利行使者と認め得るのは、準共有者間で合理的な方法で、かつ、十分な時間をかけて協議がなされたことが大前提となる⁽³⁰⁾。かかる場が提供されているにもかかわらず、合理的な理由なしに協議に応じない準共有者がいる場合には、その者を除いた協議によっても準共有持分の過半数の同意があれば、管理行為に関する議決権行使の行使は可能と解されるが、全員一致が必要とされる変更・処分行為に関する議決権行使はできないことになる。会社が準共有者の全員一致、またはその過半数の同意があったか否かを判断する場合には、上記のような協議の場が設けられたこと及び準共有者の意思を、株主総会へ出席した準共有者からは直接に、株主総会に出席しない準共有者からは書面等によって確認できるようになっなければならないと解

する。

このほか、本稿では論じることができなかったが、議決権以外の権利については、事前に会社に権利行使者の通知がない場合でも、争いのない準共有株主名義への名義書換請求権のように保存行為として各準共有者に権利行使を認めても差し支えないと考えられるものから、株式の売却のように変更・処分行為として準共有者の全員一致を要すると考えられるもので多岐にわたっており、いかなる要件で会社が権利行使を認めることができるのかは、それぞれ検討が必要である。

ところで、平成二七年最判の事案では、判決が確定して株主総会決議が取り消されたため、同じ持分比率を有する準共有者Xを無視した他方の準共有者Cの議決権行使に基づき経営者が選任されるなどといった当面の問題はリセットすることができる。ただ、XとCの持分がそれぞれ二分の一であるため、両者が反目している限り、全員一致となることも、どちらかが過半数を占めることもなく、既述した全員一致説、株式・持分価格多数決議または折衷説のいずれによっても権利行使者の指定はできない。結果として、Y社の発行済株式総数の三分の二を占める準共有株式については権利を行使できる者が存在しないいびつな状況が続く。この膠着状況が逆に遺産分割全体の決着を促すきっかけになることも考えられるが、そうでない場合には、意思決定の空白期間あるいは準共有者の意思に沿わない決定の継続といった時間のロスに起因して企業とその株主だけでなく、当該企業の従業員や取引先といった関係者の被る損害の方が大きくなる懸念される。

そもそも一株の経済的価値が大きく、株式の発行数もさほど多くなかった時代に導入された、準共有状態にある株式の権利行使者の指定・通知に関する規定は、細分化された多数の株式が発行されている現状にはそぐわない。一〇六条ただし書は、会社の事務処理の便宜のための規定であるとされているが、これは多数の株主が散在しており、会社側が個々の株主の状況を把握することが難しい公開大企業が前提となっておりと思われる。かか

る企業では、準共有状態にある株式やその準共有者の数も全体からみれば一握りであることが通常であろうから、当該準共有株式にかかる権利を誰に行使させるかという判断に誤りがあったとしても、あるいは、準共有株式にかかる権利が行使できなかったとしても、株主総会決議などにおいては他の多数の株主が加わった協議・多数決により妥当な結論が導き出せる可能性が高く、会社の経営・存続には大きな影響を及ぼさない。これに対して、経営者・株主が少数の身内だけで構成されている小規模閉鎖企業の場合、そもそも何をもって会社の事務処理の便宜とかさえ明らかではない。誰が何株相当の持分を有するかを経営者・株主が相互に知悉している場合に、一株相当以上の持分を有する準共有者は、少なくとも整数倍に当たる部分について、各自の持分価格相当分の権利行使が認められるとした方が、準共有者を含めた全株主の意思を決議の結果にストレートに反映でき合理的であり、準共有者間で協議すらままならない状況における救済策ともなり得よう。相続株式は相続分に応じて分割的に各相続人に帰属すると解する説⁽³¹⁾、会社は管理行為に該当する事項について各準共有者にその持分額に応じた個別の議決権行使に同意することができると解する説⁽³²⁾、そして立法論として、準共有者が相続を証明し得た場合には、会社はその者をその相続分については株主として扱わねばならず、かつ、そうすることにより免責されるとする説⁽³³⁾などが参考となる。少子化が進んでいることに加え、平成二四年民法改正で嫡出かそうでないかを問わず子の法定相続分は同一となったため、配偶者と子供一人が相続人であるとか、子供二人だけが相続人であり、共同相続の結果、平成二七年最判の事案のように各相続人の株式の準共有持分が二分の一ずつとなるケースがかつてよりも増す可能性がある。相続の対象となる株式が発行済株式全部であるか発行済株式総数に占める割合が高い場合には、平成二七年最判の解釈に従うと、会社が準共有者のいずれかによる議決権行使に同意することができず、デッドロックに陥る会社が出て来ることや、株主によるコントロールを免れた経営者が恣意的な行為に走ることも懸念されるが、そうした事態の解決策として一考の余地があると思われる。

- (1) 平成二七年最判の評釈として、弥永真生・ジュリ一四八〇号二頁、川島いずみ・Monthly Report 七七号三〇頁、林孝宗・新・判例解説 Watch 商法七七 (http://lexlawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-050771230_tkc.pdf) (最終閲覧平成二七年八月三日)、青竹正一・商事法務二〇七三号一八頁、福島洋尚・金判一四七〇号二頁、鳥山恭一・法セミ七二七号一一九頁がある。
- (2) 条文上は「共有」という文言が用いられているが、しばしば指摘されるように株式は単なる所有権には含まれない議決権等の権利も包含しているため、民法上の用語に従えば正確には「準共有」ということになる。
- (3) 田中誠二『三全訂会社法詳論(上巻)』勁草書房・一九九三年三〇六頁。
- (4) 田中亘「相続は争いの始まり」法教三三八号六三頁。
- (5) 東京博文館蔵版『商法修正案理由書』一八九八年、一一九頁以下。
- (6) 山下友信編『会社法コンメンタル3 株式(1)』商事法務・二〇一三年三九頁〔上村達男〕。
- (7) 田中・前掲注(3) 三〇四頁、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法 第四版』有斐閣・二〇〇五年一一三頁注
- (3)、久留島隆「会社持分の共同相続と権利行使者の選任・解任」法学研究四七卷三号六四頁、西島梅治〔判批〕判評一五二号四一頁他。
- (8) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編代『新版注釈会社法(3) 株式(1)』有斐閣・一九八六年五〇頁〔米津昭子〕、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と権利行使者の社員権の行使(3)」判評四九三号四頁、永井和之「商法二〇三条二項の意義」戸田修三先生古稀記念『現代企業法法学の課題と展望』文眞堂・一九九八年二二二頁、河内隆史〔判批〕金判一〇一〇号六五頁他。
- (9) 田中啓一〔判批〕ジュリ五五四号一〇九頁以下。
- (10) 大隅健一郎・今井宏『会社法論上巻第三版』有斐閣・一九九一年三三四頁、上柳他・前掲注(8) 五二頁〔米津〕。
- (11) 江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系 会社法Ⅰ 総則、株式会社法Ⅰ』第一法規・二〇一二年二六八頁〔江頭憲治郎〕、酒巻俊雄・龍田節編代『逐条解説会社法 第二巻 株式・1』中央経済社・二〇〇八年四二頁〔森淳二期〕。
- (12) 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著『論点解説新・会社法』商事法務・二〇〇六年四九二頁。

- (13) 相澤他・前掲注(12) 四九三頁、酒巻他・前掲注(11) 四二頁〔森〕。
- (14) 酒巻他・前掲注(11) 四二頁〔森〕。
- (15) 相澤他・前掲注(12) 四九二頁以下。
- (16) 江頭憲治郎Ⅱ門口正人編代『会社大法大系 第三卷 機関・計算等』青林書院・二〇〇八年七三頁〔岡正晶〕。
- (17) 石山卓磨Ⅱ河内隆史Ⅱ尾崎安史Ⅱ川島いずみ『ハイブリッド会社法』法律文化社・二〇一二年三一頁。
- (18) 相澤他・前掲注(12) 四九二頁、江頭他・前掲注(11) 二六八頁〔江頭〕、酒巻他・前掲注(11) 四二頁〔森〕。
- (19) 相澤他・前掲注(12) 四九三頁、酒巻他・前掲注(11) 四二頁〔森〕。
- (20) 大野正道「非公開会社と準組合法理」黒沼悦郎Ⅱ藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論(上巻)』商事法務・二〇〇七年六三頁以下、奥島孝康Ⅱ落合誠一Ⅱ浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法Ⅰ』日本評論社・二〇一〇年一八九頁〔鳥山恭一〕。
- (21) 奥島他・前掲注(20) 一八九頁〔鳥山〕。
- (22) 山下・前掲注(6) 三八頁〔上村〕、奥島他・前掲注(20) 一八九頁〔鳥山〕。
- (23) 原審判決の評釈として、弥永真生・ジュリ一四六〇号三頁、鳥山恭一・法セミ五八卷一〇号一一頁、石毛和夫・銀行法務21第五七卷一二号六一頁、中村信男・Monthly Report 五八号一一頁、藤原俊雄・新・判例解説 Watch 商法五九〔https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-050590990_the.pdf (最終閲覧平成二七年八月三一日)〕、吉川信將・法学研究八七卷四号三一頁、山下真弘・金判一四四七号一六頁、梅村悠・ジュリ一四六九号一〇八頁、林孝宗・早稲田法学八九卷四号一八一頁、来住野究・明治学院大学法学研究九七号一〇七頁、柴田和史・リマークス〔四九〕(二〇一四〔下〕〔平成二五年度判例評論〕) 八二頁、玉井利幸・法教四〇二号別冊一五頁、加藤貴仁・ジュリ臨時増刊一四六六号〔平成二五年度重要判例解説〕一〇六頁がある。
- (24) 前掲注(23)の各評釈参照。
- (25) 川島・前掲注(1)。なお、平成二七年最判を紹介する金法二〇二二号九六頁の無署名コメントは、本文の内容を打ち消したうえでさらに積極的な意味を持たせる場合には、明示的規定を置くべきであり、そのようになっていないため、最高裁は、会社法一〇六条本文が同条ただし書により打ち消された後の規律について、同条本文と民法二六

四条との関係から、準共有株式にかかる権利行使は民法の共有に関する規定に従う必要があると解したと推測している。

- (26) 福島・前掲注(1) 六頁。
- (27) 福島・前掲注(1) 六頁。
- (28) 弥永・前掲注(1) 二頁以下、川島・前掲注(1) 三六頁以下、林・前掲注(1) 二頁、福島・前掲注(1) 三頁。
- (29) 林・前掲注(1) 三頁、青竹・前掲注(1) 二四頁。
- (30) 本文中に既出の大阪高判平成二〇年一月一八日判決(判時二〇三七号一四八頁以下、金判一三四五号五一頁以下)、東京高判平成二四年一月二八日(判夕一三八九号二五八頁、金判一四六四号三七頁) 参照。
- (31) 出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二号七四頁、石山他・前掲注(17) 三二頁。
- (32) 山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学六九卷四号一九六頁、鳥山恭一(判批)法セミ五四五号一〇七頁。
- (33) 山下・前掲注(6) 四二頁〔上村〕。